

金融サービスで用いる法人の ID ナンバーにかかる国際的議論の現状

金融研究所兼決済機構局 橋本 崇

Bank of Japan Review

2019年7月

金融取引等の主体を識別するために世界共通ルールのもとで付される識別子（ID）に関する議論が活発になっている。法人・ファンドに対する識別子である LEI は、世界的に発行数が増加しており、店頭デリバティブ報告、決済指図といった金融分野での活用のほか、貿易やデジタルネットワーク上での活用も展望されている。国際標準化機構の金融サービス専門委員会では LEI（ISO 17442）の規格改定が進められているほか、自然人の識別子の規格制定についても議論されている。本稿では、主に LEI についての国際的な議論の現状について解説する。

はじめに

最近、金融取引等の主体を識別するために世界共通ルールのもとで付される識別子（ID）に関する議論が活発に行われている。法人・ファンドに対する識別子として、LEI（Legal Entity Identifier、取引主体識別子）が ISO（国際標準化機構）において ISO 17442 として規格化され、その活用が国際的に進められている。また、ISO/TC 68（国際標準化機構・金融サービス専門委員会）では自然人の識別子についても議論されている。これらの識別子は、金融サービス等で国際的に活用することを想定したものであり、わが国におけるマイナンバーとは異なる体系を有する。本稿では、特に法人・ファンドに対する識別子である LEI について、国際的な活用の状況および活用に向けた課題について解説する。

LEI に関する議論の経緯

LEI の創設は、リーマン・ショックが契機となっている。つまり、リーマン・ショックの際に、グローバルな店頭デリバティブ取引の実態をマクロ的に把握できなかったことが取引の清算を遅らせ、危機を拡大させたとの反省が背後にある。こうした中、2011 年の G20 カンヌサミットにお

いて、法人を識別する LEI の創設を支持する国際合意が打ち出され、その後、FSB（金融安定化委員会）において議論が進められた。その成果物として、2012 年 6 月に、グローバルな LEI システムの構築を提案する FSB 報告書「金融市場のためのグローバルな LEI」が公表され¹、同年の G20 ロスカボス・サミットにおいて承認された。

この動きに並行するかたちで、ISO/TC 68 において LEI の技術的な要件を定める国際規格策定の議論が進められた。2011 年 3 月に、検討のためのワーキンググループが設置され、2012 年 6 月に、ISO 17442 として LEI の国際規格を制定した。

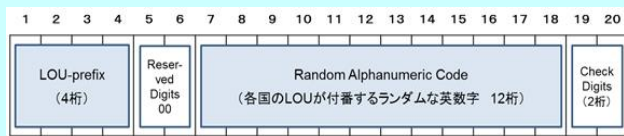
LEI の体系

LEI は、金融商品の取引当事者（法人、ファンド等）を識別するための国際的な識別子である。取引当事者からの申請に応じて、地域付番機関（Local Operating Unit : LOU）により付される。

LEI は、英数字からなる 20 桁のコードである（図 1）。LOU を特定する 4 桁、予備コード 2 桁（現在は全て 00）、取引当事者を特定する 12 桁及びチェックディジット 2 桁により構成される。なお、取引当事者を特定する 12 桁は、ランダムな英数字の文字列となっている。

LEIは、企業名（登記名）、国・法域、本社所在地、LEI取得・更新年月日などのほか、LEIの状態（有効／失効など）、親会社に関する情報（LEIシステムでは、レベル2データと呼称）といった情報と結びついている。これらの情報は、誰でもWebサイトで、無料で検索可能である。

（図1） LEIの構造



（出所）日本取引所グループ

グローバル LEI システム

LEIは、グローバル LEI システムと呼ばれる3層構造のガバナンス体制を構築している。これは、前述のFSB報告書「金融市場のためのグローバルなLEI」の提言に基づき構築されたもので、具体的には、図2のように、①規制監視委員会（Regulatory Oversight Committee : ROC）、②中央運用機関（Central Operating Unit : COU）、③LOUの3層構造になっている。

ROCは、約80の当局・中央銀行からなるグローバル LEI システム全体の方針や基準の策定、各国間の調整およびグローバル LEI システム全体の運営監視を行う機関である。ROCには、下部組織として、地域別に選出されたメンバーで構成され、政策方針などの意思決定を行う執行委員会（Executive Committee : ExCo）、および制度設計や運営等に関する技術的な検討を行う標準評価委員会（Committee on Evaluation and Standards : CES）が設置されている。わが国からは、現在、ROCおよびCESのメンバーとして、金融庁および日本銀行が参加しており、ExCoには金融庁が参加している。

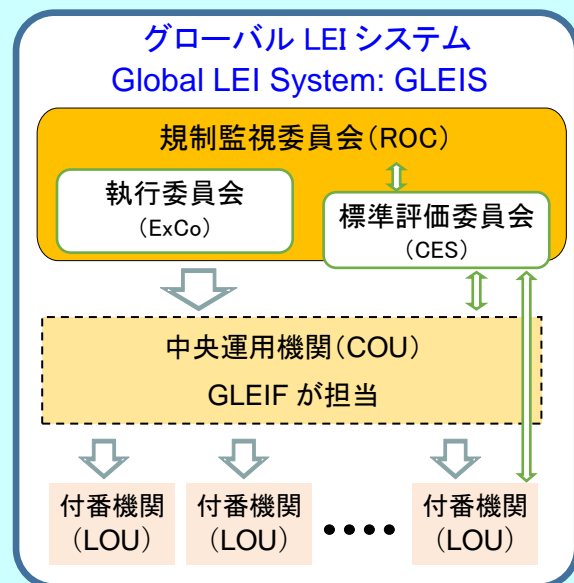
COUは、LEIの発行・登録・管理といった運用について、ROCにおいて定められた統一的な基準に基づき、LOU間の調整を行い、LOUを統率・監査・管理する機関である。COUを担当するGLEIF（Global LEI Foundation）は、ROCと協調しながら、グローバル LEI システムの運営にあたっている。現在、本邦民間金融機関も GLEIF の理

事として、その運営に携わっている。

LOUは、ROCやGLEIFが設定した基準に従って、各地域において、LEIの発行・管理業務を行う機関である。わが国では、日本取引所グループ（JPX）がLOUに指定されている。なお、各企業・ファンドは世界中どのLOUからもLEIの取得が可能である。

LEIは、こうした3層構造からなる堅確なガバナンス体制を採ることで、LEIデータの高い品質と利便性を確保している。

（図2） LEIシステムのガバナンス体制

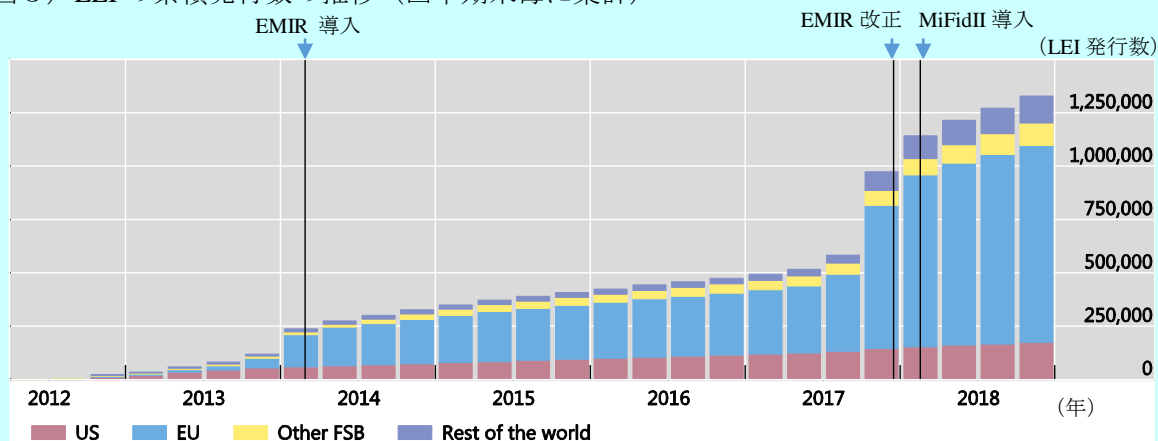


（出所）FSB “A Global Legal Entity Identifier for Financial Markets”（2012年）および、LEI ROC “ROC Charter”（2012年）より作成

ISOにおけるLEIの議論

LEIの国際規格であるISO 17442は、現在、最新の技術動向に即するよう改定作業が継続されている。2019年4月には、個人事業主が取得可能であることの明確化、チェックディジットの計算およびLEIコードの正当性を検証する方法の明確化、データ項目への法人形態コード ISO 20275（Entity legal forms : ELF）の追加などを改定したISO 17442:2019が公表された。ISO/TC 68の「金融サービスにおける参照データ」にかかる分科会（SC 8）のワーキンググループ（WG 4）では、さらなるISO 17442規格の改定に向けて、現在、議論が進められているところである。

(図3) LEIの累積発行数の推移(四半期末毎に集計)



(出所) FSB, “Thematic peer review on implementation of the Legal Entity Identifier (LEI)” (2019年)

各国におけるLEIの取得状況

2019年5月、FSBは各国におけるLEIの取得および活用の状況について取りまとめたPeer Reviewレポートを公表した²。同Peer Reviewのアンケート調査には、FSB参加国・法域(G20参加国およびオランダ、スイス、スペイン、香港、シンガポール)および関係する国際機関が参加した。

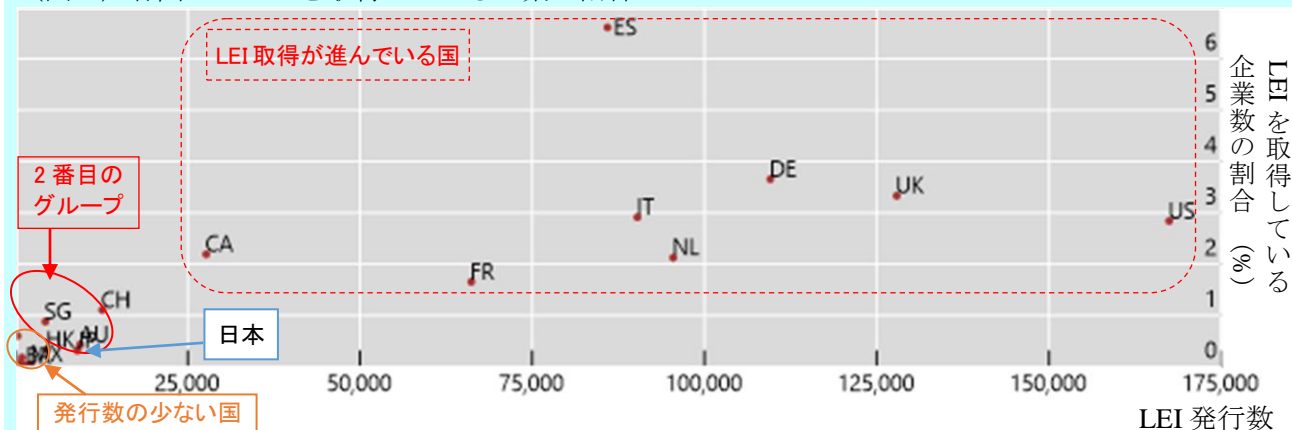
(LEIの取得状況)

LEIは、現在(2019年7月)、わが国で約1万件以上発行されている。全世界では、220以上の国と地域で約145万件発行されており、日々約600~700件のペースで発行数が増加し続けている。LEIの発行数の過去の推移(図3参照)をみると、特に2014年第1四半期と2017年第4四半期に急激な増加がみられるが、これには、EUにおける規制導入が影響している³。

業種別にみると、店頭デリバティブのカウンターパーティーや取引報告を行う金融機関の取得率は高い。例えば、各国の上位20銀行の取得率は、各国平均で94%となっている。2018年に指定を受けた全てのグローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs)、および2016年に指定を受けたグローバルなシステム上重要な保険会社(G-SIIs)の1社を除く全ての会社が、LEIを取得している。

ただ、全体でみると、各国でLEIを取得している企業の割合の絶対水準は低く、数%以下にとどまっている。国別でみると(図4参照)、EU諸国、米国、カナダが比較的高く2%~7%。オーストラリア、香港、日本、韓国、サウジアラビア、シンガポールが2番目のグループ(0.2%~2%)として続き、ブラジル、インドネシア、メキシコ、ロシア、トルコにおける企業のLEIの取得割合は、0.1%以下である(アルゼンチン、中国、インド、南アフリカはデータなし)。

(図4) 各国でのLEIを取得している企業の割合



(出所) FSB, “Thematic peer review on implementation of the Legal Entity Identifier (LEI)” (2019年)

各国における LEI の活用状況

LEI は規制目的だけでなく、金融システムの現状把握などの当局での活用のほか、民間でも貿易やデジタル空間での活用といった様々な分野での活用が進められている。FSB の Peer Review レポートでは、例えば、以下の点が触れられている。

(当局による各国の LEI の活用状況)

ほぼ全ての FSB 参加国・法域において、現在、LEI の取得や活用に関する何らかのルール（当局による規制や自主規制を含む）が導入されている⁴。特に、EU および米国では、LEI に関する 20 を超えるルールが導入されている。なお、対象分野ごとの LEI にかかるルールが定められている国・法域数は、図 5 の通りである。

(図 5) 対象分野ごとの LEI の活用に関するルールが定められている国・法域数 (2019 年)
 <母数：19 개국>

デリバティブ取引	14
証券監督	6
銀行監督	6
保険監督	3
証券取引	3
資産運用	2
格付け機関	2
証券化	2
金融機関の破綻処理目的	2
信用レポート機関	2
決済サービス	1
その他	6
いずれの分野にもルールが無い国	1

(出所) FSB, “Thematic peer review on implementation of the Legal Entity Identifier (LEI)” (2019 年)

多くの国では、規格策定のきっかけとなった店頭デリバティブ取引報告に LEI を付す制度の導入が進められている。FSB 等の国際金融規制にかかる国際組織は、各国に対し、店頭デリバティブ取引分野における LEI の活用にかかる規制の導入を促しており、具体的には、FSB は、2020 年末までに、FSB 参加国・法域が、金融機関に対し LEI を取得したうえで、取引ごとに UTI (Unique Transaction Identifier、固有取引識別子) を付与し、

TR (Trade Repository、取引情報蓄積機関) に報告することを義務付けることを求めている⁵。また、CPMI-IOSCO (国際決済銀行決済・市場インフラ委員会および証券監督者国際機構) は、導入期限は明示していないが、取引情報蓄積機関に報告すべき項目 (Critical Data Elements: CDE) に店頭デリバティブ取引の取引当事者等の LEI を含むべき旨を勧告している。

デリバティブ取引以外についても、LEI の取得や活用に関するルールを導入している国も多い (オーストラリア、カナダ、EU、インド、メキシコ、ロシア、スイス、米国)。また、アルゼンチン、ブラジル、中国のように、デリバティブ取引にかかるルールは未導入であるが、それ以外の分野で LEI の活用に関するルールを導入する国もある。

デリバティブ取引以外の金融分野における当局による活用としては、例えば、市場の監督や与信先管理、リスク管理などが挙げられる。例えば、米国 CFTC (Commodity Futures Trading Commission、商品先物取引委員会) は、スワップ取引のカウンターパーティーを同定し、スワップ取引の状況および事業体のエクスポージャーを分析できるよう、取引報告の際に、LEI を付す規制を導入し、金融リスクにかかるモニタリングを行っている。EU では、金融商品市場規則 (MiFIR) において、証券取引における取引報告義務を負う金融機関に対し、顧客の LEI を記載して報告することを求め、市場監督やコンプライアンス評価に役立っている。また、インドの中央銀行であるインド準備銀行は、市中銀行が大口融資先を報告する際に融資先の LEI を報告することを義務付け、与信額の分析に活用している。オーストラリアでも、2019 年 1 月以降、大口与信報告で LEI の使用を求めている。また、LEI は、証券化商品の裏付け資産の透明性の向上に資することも期待されている。例えば、米国では、与信債券や CLO (collateralized loan obligation、ローン担保証券) の裏付け債権の債権者を同定するために LEI を活用している。

このほか、LEI を国際送金に用いることにより、AML/CFT (anti-money laundering / combating the

financing of terrorism : マネーロンダリングおよびテロ資金供与防止) 対策に資することが期待されている⁶。CPMI や FSB は、国際送金の送金人や受取人の識別子として LEI を付すことを支持している⁷。特に、2021 年 11 月から、国際送金の際に広く用いられている SWIFT (国際銀行間通信協会) ネットワークにおいて、XML 等の可変長のデータ記述言語を利用した金融通信メッセージの国際規格である ISO 20022 形式のメッセージフォーマットが受け付けられるようになる。こうしたシステムメンテナンスの機会をとらえ、国際送金に LEI を導入する動きがみられる⁸。

また、LEI の親会社に関する情報 (レベル 2 データ) は、企業の組織構成のより効率的かつ正確な把握につながることを期待されている。金融機関の組織構成や各エンティティの与信額の把握が容易となることで、金融機関破綻時に、当該破綻金融機関の取引関係の迅速な把握、伝播するリスクの包括的かつ迅速な分析、ひいては当該破綻金融機関の迅速な資産査定に寄与すると考えられている。

(民間を含むその他の LEI 活用の動き)

諸外国では、民間における LEI 活用に向けた取り組みも進んでいる。例えば、LEI をより効果的なデータ開示につなげる動きがある。LEI は XBRL タクソノミに採用されており⁹、規制当局・税務当局への報告、ビジネス上の様々な登録業務、決算の公表、コンプライアンス面での活用などが想定されている。LEI が普及した場合、XBRL のユーザーにとっても、付された LEI データによって企業を同定しやすくなるメリットが生じるという期待がある。

さらに、ネットワーク空間での活用の動きがある。LEI が認証済みの信頼ある法人 ID であるという特性を利用し、セキュアなオンライン取引を実現する手段として活用が考えられている。具体的には、安全な Web サイトへのアクセスや、電子商取引の際のデジタル署名として LEI を活用する取り組みが始まっているほか、ブロックチェーンにおける識別子としての活用も議論されている。

さらに、LEI を貿易分野で活用する動きも進んでいる。LEI は、輸出入の完全かつ統合された監査ツールになり得るほか、税務当局が活用すれば当局・事業者の双方にとって規制対応コストの削減やデータの利活用につながりうるとされる。例えば、中国では、2018 年 6 月から、インボイスに LEI を記入することが認められている¹⁰。

LEI の課題

LEI の活用の幅が広がっている一方、課題も指摘されている。Peer Review レポートでは、①その普及率は国によって濃淡があるが、概ね低いレベルにとどまっていること、②親会社に関する情報 (レベル 2 データ) が不足していること、③LEI の取得・維持にコストを要すること¹¹、が課題として挙げられている。

上記① (普及率) については、LEI の普及率を引き上げる上では規制による LEI の取得や活用の義務付けが有用との指摘がある一方、民間の利用者からは、各国で LEI にかかる規制導入のタイミングや範囲が異なることが LEI を活用する上での障害となっているとの意見が示されている。また、国によっては、適切な維持・管理がなされず、情報の更新が適時に行われていない LEI が数多く存在することも、LEI の利便性を妨げているとの指摘もある。

上記② (レベル 2 データ) については、国ごとに「親会社」にかかる情報収集内容の違いや、情報の質が異なること等が LEI を活用した国際的なデータ比較を阻害していると指摘されている。

上記③ (取得・維持コスト) については、Peer Review における回答は国によって違いがあるが、過半数の 13 か国・法域は課題があると回答した。LEI 取得コストは低下しつつあるが、一方で民間の利用者にとって、LEI を取得することの費用対効果が把握しづらいとの意見も示されている。

(各国の識別子とのすみわけ)

加えて、Peer Review レポートでは、各国が独自に導入している他の識別子 (ID) の存在が、LEI の普及を阻む原因になっているとの指摘もある。

すなわち、すでに国独自の法人 ID を取得している場合、特に国際取引が少ない企業では、LEI を取得するインセンティブがないとの意見がある。例えば、オーストラリア、ブラジル、カナダ、ドイツ、香港、インドネシア、イタリア、韓国、オランダ、シンガポール、スペイン、スイス、トルコは、すでに LEI とは別の国内用の法人 ID が普及していると報告しているほか、米国、インド、サウジアラビアも、複数の法人 ID を使い分けていると報告している。EU においても、LEI のほかに、EU ID と呼ばれる法人 ID が活用されている。銀行に対しては BIC (Bank Identification Code: ISO 9362)、銀行口座に対しては IBAN (International Bank Account Number: ISO 13616) も活用されている。わが国の店頭デリバティブ取引の TR への報告では LEI もしくは BIC を付すことになっている。

また、各国の公的機関で用いられている各種識別子を LEI とマッピングする動きもみられる。BIC と LEI は、SWIFT が規定し GLEIF が認定したマッピング情報が月次で公表されている¹²。日本の法人向けマイナンバーなど各種法人 ID についても、LEI とのマッピングは番号の国際的な利活用の観点から課題の一つとして指摘する意見がある¹³。

LEI に関する FSB の勧告事項

以上を踏まえ、FSB は、Peer Review レポートの中で、LEI の普及に向けて、以下のとおり、FSB 参加国、国際組織等、LEI ROC および GLEIF に対し勧告を行っているほか、FSB 自らも対応するとしている。

(FSB 参加国に対する勧告)

- ① FSB 参加国は、CPMI-IOSCO のガイダンスに従い、OTC デリバティブの取引データを TR に報告する際、その取引データに含まれる企業を識別するために、LEI を付すことを要求するよう当局に強く促すべきである。
- ② FSB 参加国は、金融市場参加者、FMI (金融市場インフラ)、そのカウンターパーティーおよび関連機関 (親会社を含む) を識別するた

め、報告や情報開示の枠組みにおいて LEI を活用し、適時更新するよう要求することを検討すべきである。

- ③ FSB 参加国は、業種を超えて LEI の利便性を最大限引き出すための戦略を検討したり、関連する公的機関が LEI の利点について説明したり、中央銀行や公的機関 (特に公債を発行している機関) が率先して LEI を取得したり¹⁴、新識別子を導入する前に LEI を活用できないかを検討したりすることで、LEI の活用を促進すべきである。

(国際組織等に対する勧告)

金融規制にかかる国際組織等は、当局および市場参加者による LEI の利用がより一層進むよう、自身の業務での LEI の活用等を進める。

(LEI ROC および GLEIF に対する勧告)

LEI ROC および GLEIF は、LEI の取得・維持にかかるコストや運営負担の低減に繋がるようビジネスモデルの強化を検討すべきである。また、LEI データの信頼性を高めるようデータ品質プロセスの強化を図るべきである。このほか、親会社 (レベル 2) データの追加にあたっては、費用対効果が高く信頼性の高い方法を検討するほか、親会社情報の範囲拡大と利便性向上を図るべきである。

(FSB における対応)

FSB は、金融機関の破綻処理や金融イノベーションにかかる事項などでの LEI の活用可能性を検討する。また、標準化団体や業界団体と協力し、リスク資産とその相互関連性にかかるタイムリーな分析をサポートするため、グローバルなシステム上重要な金融機関のグループ企業、カウンターパーティー、CCP (central counterparty clearing house、中央清算機関) の参加者およびその親会社に対し LEI の導入を促すほか、コルレス銀行取引の減少に対処するため、決済電文に LEI を付すよう働きかける。

自然人 ID に関する議論

自然人に付する識別子に関しては、国内ではマイナンバーがあるが、国際金融においては、現在のところ LEI のように G20 にて合意された事項はない。もっとも、国際標準を策定するための議論は現在進められており、具体的には、2018 年 5 月に ISO/TC 68 の分科会 (SC 8) に Natural Person Identifier にかかるスタディーグループ (SG 4) が設置され、議論が行われてきたところである。

なお、現行の LEI 規格においては、個人事業主は LEI を取得できるが¹⁵、自然人は付与の対象外となっている。

おわりに

本稿では、FSB が公表した Peer Review レポートの結果を中心に、LEI の現状について概観した。LEI については、金融活動のみならず、貿易、税務、デジタル空間における識別子など、世界的に幅広い業務分野に活用する動きがみられる。グローバルに活動するわが国の法人においても、各国規制等によって、幅広い分野で LEI の活用が求められる場面が想定される。この場合、金融機関はもとより、関係するわが国の法人においても、LEI に関する理解が必要となる可能性がある。このほか、個人向けの識別子に関する議論も ISO において行われている。グローバルに活動する法人などを含め、わが国関係者においては、こうした国際的な状況を十分に理解したうえで、適切な対応を講じていくことが、今後さらに重要になっていくと考えられる。

¹ <https://www.fsb.org/2012/06/fsb-report-global-legal-entity-identifier-for-financial-markets/>

² <https://www.fsb.org/2019/05/thematic-review-on-implementation-of-the-legal-entity-identifier/>

³ 2014 年 1 月に店頭デリバティブ取引報告での LEI を義務付けた EMIR (European Market Infrastructures Regulation: 欧州市場インフラ規制) が導入された。また 2017 年 11 月には、取引情報蓄積機関に対し、LEI を含まない店頭デリバティブ取引を拒絶することを義務付けた EMIR 規制改正が行われたほか、2018 年 1 月には、証券取引における取引報告義務を負う金融機関に対し顧客の LEI を記載して報告することを義務付ける MiFID II (Markets in Financial Instruments Directive II: 第 2 次金融商品市場指令) 規制が導入された。

⁴ Peer Review レポートによれば、インドネシアがルールを未導入であるほか、南アフリカがルール案を公表した段階となっている。また、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、日本、

韓国は、強制力のないルールを導入している。

⁵ こうした動きを受けて、2019 年 3 月に ISO/TC 68 にワーキンググループ (SC 8/WG 5) が設置され、UTI に関する ISO 規格策定の議論が開始された。なお、UTI の最初 20 桁は LEI を付する仕様となっている。

⁶ 米国大手銀行の JP モルガン・チェース銀行も、LEI が AML/CFT 対策になるとし、ホワイトペーパーを公表している (JP Morgan Chase, “Data Standardization: A Call to Action” (May 2018), <https://www.jpmorganchase.com/corporate/news/document/call-to-action.pdf>)。

⁷ FSB, “FSB action plan to assess and address the decline in correspondent banking: Progress report to G20 Summit,” (November 2018), <https://www.fsb.org/2018/11/fsb-action-plan-to-assess-and-address-the-decline-in-correspondent-banking-progress-report-to-g20-summit-of-november-2018/> および、CPMI, “Correspondent Banking – final report” (July 2016), <https://www.bis.org/cpmi/publ/d147.htm> を参照。

⁸ 決済システムのメンテナンスが行われる機を捉え、決済電文に LEI を導入する動きとして、例えば、英国の中央銀行であるイングランド銀行は、2022 年に予定している同行の大口決済システム CHAPS の更新に合わせ、決済電文に LEI を付す規制を導入する方針であることを公表している (Bank of England, “ISO 20022 consultation response paper: a global standard to modernise UK payments” (November 2018), <https://www.bankofengland.co.uk/news/2018/november/consultation-response-a-global-standard-to-modernise-uk-payments-iso-20022>)。

⁹ XBRL とは、財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語である。XBRL では財務報告の電子的雛型である「タクソノミ」を基に、財務報告内容そのものを表す「インスタンス」を作成する。

¹⁰ 日本語での情報としては、例えば、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/05/03a0b1cd80178f42.html> 参照。

¹¹ LEI の取得・維持コストは LOU によって異なるが、例えば、わが国の LOU である JPX の場合は、新規申請費用が 1 番号あたり 1 万 2 千円、維持管理費用が年間 1 番号あたり 1 万円となっている (消費税別)。また、各 LOU は GLEIF に 1 番号あたり年間 11 米ドル (2019 年) 支払う必要がある。

¹² ISIN コード (International Securities Identification Number: ISO 6166、証券識別コード) についても LEI とのマッピングの作業が開始され、作業が終了した箇所から公表が進められている (<https://www.anna-web.org/standards/lei/>)。

¹³ 例えば、東京税理士界「情報通」2016 年 4 月号 (http://www.tokyozeirishikai.or.jp/common/pdf/tax_accountant/jyoho/2016_04.pdf)。

¹⁴ 日本銀行も LEI を取得している (353800717BLAHZMEXR15)。

¹⁵ 2015 年 9 月に、LEI ROC は、個人事業主も LEI を取得できる旨のレポートを公表している (LEI ROC, “Statement on INDIVIDUALS ACTING IN A BUSINESS CAPACITY” (September 2015), https://www.leiroc.org/publications/gls/lou_20150930-1.pdf)。

日銀レビュー・シリーズは、最近の金融経済の話題を、金融経済に関心する幅広い読者層を対象として、平易かつ簡潔に解説するために、日本銀行が編集・発行しているものです。ただし、レポートで示された意見は執筆者に属し、必ずしも日本銀行の見解を示すものではありません。

内容に関するご質問等に関しましては、日本銀行金融研究所情報技術研究センター (代表 03-3279-1111 内線 6571) までお知らせ下さい。なお、日銀レビュー・シリーズおよび日本銀行ワーキングペーパー・シリーズは、<http://www.boj.or.jp> で入手できます。